

「響灘沖における船舶通航量実態調査及び通航シミュレーション業務」
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、響灘沖における船舶通航量実態調査及び通航シミュレーション業務の委託先を選定するために実施する企画提案公募について必要な事項を定めるもの。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

響灘沖における船舶通航量実態調査及び通航シミュレーション業務

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年12月28日まで

(4) 予算額

35,046,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記の金額は上限額であり、実際の契約額については、決定した候補者と仕様内容を協議し決定する。

※本事業は令和8年度福岡県当初予算成立及び内閣府「地域未来交付金（地域未来推進型）」の採択が前提となる。予算成立・採択後、速やかに業務を開始するため、成立・採択前に公募を行うこととしているが、状況に応じて、事業内容等が変更または中止になることがある。

3 スケジュール

(1) 公募開始	令和8年3月4日（水）
(2) 質問の受付期限	令和8年3月11日（水）17時
(3) 企画提案書等提出期限	令和8年3月19日（木）12時
(4) 選定委員会（プレゼンテーション）	令和8年3月25日（水）14時～16時
(5) 選定結果の通知	令和8年3月27日（金）
(6) 契約手続き	令和8年4月予定

4 応募資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 本業務を的確に遂行する体制・ノウハウを有し、かつ本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参

加者の資格)に規定する者に該当しないこと。

- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)、会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続がなされていない者。
- (6) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 法人格を持つ事業体であること。
- (8) 過去に同種(船舶航行実態観測調査及び海上交通流シミュレーション)の業務実績を有すること。

※船舶航行実態観測調査と海上交通流シミュレーションが同一の業務契約であることは要しない。

5 企画提案書の作成方法等

下記(1)から(3)の事項について記載し、(4)及び(5)に留意すること。

- (1) 企画提案者の概要
 - ・ 事業者の組織体制、経営状況、事業内容等
 - ・ 本実施要領4(8)に記載する業務実績
 - ・ 業務を受託するにあたってのセールスポイント
- (2) 業務概要
 - ・ 業務方針、業務実施体制、業務スケジュール
 - ・ 業務内容の詳細については、別紙「仕様書」に沿って作成すること
(「10 評価方法」を参考に、アピールポイントを明確にすること)
- (3) 契約希望金額
 - ・ 本業務全体の費用及び内訳
(最優秀提案者に選定された場合、本金額がそのまま契約金額となるものではなく、別途見積書の提出を依頼したうえで契約金額を決定する)
- (4) 企画提案書の様式
 - 任意様式とするが、下記の項目に留意して作成すること。
 - ・ 表紙に「響灘沖における船舶通航量実態調査及び通航シミュレーション業務」と記載し、提出年月日、会社名を記載すること
 - ・ 原則A4サイズとし、文字の大きさは10.5ポイント以上とすること
 - ・ 表紙を含めて10ページ程度以内とすること
- (5) その他

- ・ 提出された提案書等は、委託先の選考のみに使用する。
- ・ 提案書の作成に要した費用及びその他参加に要した費用については、提案者の負担とする。
- ・ 企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、福岡県風力発電産業振興会議が本提案書を公表する必要等がある場合は、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- ・ 本実施要領に示した参加資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の企画提案書は無効とする。またこれらのことが選定後に判明した場合は、その提案を無効とし、選定を取り消すことがある。
- ・ 企画提案書の内容をそのまま委託業務として採用することを了承するものではなく、最終的な委託業務内容は、選定後に協議のうえ決定する。
- ・ 提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

6 企画提案書の提出方法

(1) 提出先

福岡県風力発電産業振興会議

住所：〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

(福岡県企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室内)

メール：energy@pref.fukuoka.lg.jp

(2) 提出方法

- ・ 郵送または持参にて7部提出すること
- ・ 併せて電子データ（PDFファイル）をメールで提出すること
※データ容量が10MBを超える場合は、ファイルストレージサービス等により送信すること。

(3) 提出期限

令和8年3月19日（木）正午まで

※郵送での提出は令和8年3月19日（木）消印有効とし、令和8年3月23日までに確実に到着すること

(4) 注意事項

- ・ 提出期限を過ぎた場合は受付できない。
- ・ 提出期限以降の提案書等の差替えや追加はできない。

7 企画提案に関する質問の受付

(1) 質問期限

令和8年3月11日（水）17時まで

(2) 質問方法

- ・ 電子メールによりenergy@pref.fukuoka.lg.jpへ送信すること
- ・ メールの件名に「【質問】響灘沖における船舶通航量実態調査及び通航シミュレーション業務」と記載すること
- ・ 様式の指定はなく、メール本文での質問も可とする
- ・ 質問を送付した際は、併せて、本要領記載の問い合わせ先に電話連絡すること

(3) 質問への回答

質問者に対してメール回答するとともに、福岡県風力発電産業振興会議のホームページに質問内容、回答内容を掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

※ 公平性の確保、公正な選考を妨げる恐れがある質問には回答しない。

8 説明会

説明会は実施しない。

9 委託先候補者の選定方法

(1) 選定方法

福岡県風力発電産業振興会議が設置する受託事業者選定委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った1事業者を受託候補者として選定する。

(2) 開催日（予定）

令和8年3月25日（水）14時00分～16時00分

(3) 開催場所

福岡県庁9階 企画・地域振興部会議室

(4) その他

- ・ プレゼンテーションは提出した企画提案書を用いて行うこととし、資料の追加は認めない。
- ・ プレゼンテーションの実施時間は、1社当たり約30分（プレゼンテーション：約20分、質疑応答：約10分）を予定している。
- ・ プレゼンテーションの詳細については、後日提案者に通知する。
- ・ 選定委員会を正当な理由なく欠席した場合、当該提案は無効とする。
- ・ 選定委員会は非公開とする。
- ・ 受託候補者が契約を辞退する場合、または審査後に失格となることが判明した場合は、次点の者を繰り上げる。
- ・ 提案者が1事業者であっても選定委員会は開催する。

10 評価方法

以下の評価項目ごとに評価を行う。

評価項目	評価内容（評価の視点）	配点
方針	【業務方針】 ・業務内容をきちんと理解しているか ・取組方針や重視する点、配慮すべき事項は妥当か	10点
体制	【業務実施体制】 ・業務遂行が可能な組織体制か ・類似の業務を受託、履行した実績があるか	15点
内容	【業務スケジュール】 ・業務遂行可能なスケジュールが具体的に示されているか 【船舶航行実態観測調査】 ・必要なデータ収集ができるように、適切な調査手法の検討がされているか 【海上交通流シミュレーション】 ・仕様書に記載された成果が得られる仕様となっているか	30点
独自提案	・業務全般を確実に遂行していくため、業務実施体制の構成に独自の工夫がされているか ・正確に船舶航行実態を把握するための創意工夫がされているか ・海上交通流シミュレーションで明示する通航量、通航帯イメージは視認しやすいものとなっているか ・対象区域案に風車が設置された場合の船舶航行への影響について、適切な評価が行われることとなっているか	40点
経費	【業務経費の合理性】 ・合理的な項目ごとに詳細に内訳が記載されているか	5点
合計		100点

(1) 採点について

選定委員の合計点を集計し、順位付けを行う。最高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定し、受託候補者とする。

(2) 同点の場合の取扱いについて

点数が最も高い者が複数ある場合は、その中から選定委員会の協議により委託先候補者を選定する。

(3) 審査結果

審査結果は審査終了後、各提案者に通知する。受託候補者名のみ、福岡県風力発電

産業振興会議のホームページで公表する。

(4) 応募者がいない場合の取扱い

応募者がいない場合は、公募を中止し、公募内容を再検討する。

(5) 提案者が1事業者のみの場合は、選定委員の点数を集計し、選定委員会で協議のうえ、受託候補者とするか否かを決定する。

11 委託先候補者の選定後の手続

(1) 契約の締結

選定委員会で選定された受託候補者と契約に関する協議を行い、随意契約を締結する。なお、具体的な委託業務内容等については、協議を行った上で、提案書の内容を大きく逸脱しない範囲で、最終の仕様書を決定する。

(2) 契約金額

受託候補者に対し、改めて見積書提出の依頼を行い決定する。

(3) 契約保証金

委託契約にあたっては、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第169条の規定により「当初委託契約額（消費税込）」の100分の10以上の金額を契約保証金として県に納付しなければならない。この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。また、福岡県風力発電産業振興会議を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合や、過去2年以内に県若しくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免されることがある。

12 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、当該提案者を失格とし、提案は無効とする。

- (1) 本実施要領「4 応募資格」の各要件を満たさない者が提案・応募したとき。
- (2) 法令の規定若しくは提案・応募に関する条件に違反、又は違反が発覚したとき。
- (3) 応募時又は応募後に不正行為をしたとき。
- (4) 虚偽記載又は契約締結の見込みがないと認められるとき。
- (5) その他、提示した事項及び本件に関する条件に違反したとき。

13 その他

- (1) 応募は、1者につき1件とする。
- (2) 応募書類の作成に要した費用、その他企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (3) 選定後であっても、応募者の都合により、記載された内容に大幅な変更があった場合は、非選定となる場合がある。

14 問合せ先

福岡県風力発電産業振興会議

住所：〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

(福岡県企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室内)

電話：092-643-3228

メール：energy@pref.fukuoka.lg.jp